

加茂市命綱固定アンカー設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の雪下ろし時の転落事故を未然に防ぎ、居住者の命を守ることを目的として、住宅の屋根等に命綱固定アンカーを設置する工事に要する経費に対し、予算の範囲内において加茂市命綱固定アンカー設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加茂市補助金等交付規則（昭和40年9月8日規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋根等 屋根、外壁、破風その他これらに準ずると市長が認めるものをいう。
- (2) 命綱固定アンカー 命綱の一端を固定するために、住宅の屋根等に堅固に固定された金具その他これに類する設備のことをいう。
- (3) 克雪住宅 屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅（融雪式住宅、落雪式住宅のことをいい、いずれも地下水の開放利用を伴うものを除く。）をいう。
- (4) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）をいう。
- (5) 附属建物 車庫、物置その他住宅に附属した建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者とする。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 市内に所在していること。
- (2) 補助対象者が自ら居住しており、屋根の雪下ろし作業により管理をしていること。ただし、自ら所有していない住宅の場合、所有者の同意が得られていること。
- (3) 現に存する一戸建て住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる住宅等は、交付の対象としない。

- (1) 克雪住宅その他屋根雪を人力で下ろす必要がない構造の住宅

- (2) 新築住宅及び附属建物
- (3) 過去にこの要綱又は他の補助制度により命綱固定アンカーの設置に係る補助金の交付を受けたことがある住宅

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の屋根等に命綱固定アンカーを設置する工事に要する費用とする。なお、申請年度の11月末までに本工事を完了するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1戸当たり10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費に係る工事に着手する前に、加茂市命綱固定アンカー設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 住宅の位置図
- (3) 住宅の平面図
- (4) 設置する命綱固定アンカーの仕様を確認できる書類
- (5) 住民票
- (6) 所有者の同意書（補助対象住宅を自ら所有していない場合に限る）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、加茂市命綱固定アンカー設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、加茂市命綱固定アンカー設置補助金補助事業変更申請書（様式第3号）に変更に関する書類その他市長が必要と認める書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、加茂市命綱固定アンカー設置補助金交付決定変更通知書（様式第 4 号）により、申請を承認しなかったときは、加茂市命綱固定アンカー設置補助金変更不承認通知書（様式第 5 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第 10 条 交付決定者は、補助金の交付の決定後に命綱固定アンカーの設置を中止するときは、加茂市命綱固定アンカー設置補助金補助事業中止届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 交付決定者は、命綱固定アンカーの設置工事が完了した日から起算して 1 ヶ月以内又は 12 月末のいずれか早い日までに、加茂市命綱固定アンカー設置補助金実績報告書（様式第 7 号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る領収書の写し
- （2） 工事着手前及び工事完了後の命綱固定アンカーの設置箇所の写真
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定通知）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、加茂市命綱固定アンカー設置補助金確定通知書（様式第 8 号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の取り消し）

第 13 条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
- （3） その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、取り消しの決定をしたときは、加茂市命綱固定アンカー設置補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) その他市長が補助金の返還事由があると認めるとき。
 - (3) 処分制限期間（減価償却資産の耐用年数による。）内に補助財産（補助対象住宅又は命綱固定アンカーのことをいう。）を除却又は改修したとき。なお、処分制限期間は加茂市命綱固定アンカー設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）に定める。
- 2 市長は、前項の規定により、返還を命ずるときは、加茂市命綱固定アンカー設置補助金返還通知書（様式第10号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。